（電気事業会計規則の一部改正）

第二条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表第１（第３条関係）			**別表第１**（第３条関係）		
⑵　流　動　資　産			⑵　流　動　資　産		
売掛金	他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、小売電気事業者、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した非化石証書の代金、卸電力取引所を介して販売した電気の料金及び非化石証書の代金、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有するこ	売掛金	他社販売電力料	地帯間販売電力料以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第２条第２項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）及びみなし登録特定送配電事業者（改正法附則第４条第２項に規定するみなし登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、卸電力取引所を介して販売した電気、非電気事業用電気工作物を設置する者に対して販売した電気の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを除く。）、新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第９条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第８条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第１条第２項に規定する新エネルギー等電気相当量（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第５条の規定に基づき義